

青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備検討支援等業務仕様書

1 業務名

青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備検討支援等業務

2 業務の目的

本業務は、青森県立中央病院及び青森市民病院のあり方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、青森県と青森市の共同経営・統合病院の新築整備（以下「共同経営・統合新病院整備」という。）に向けた課題等の整理・検討を進めるため、専門的な知識や実績を有する事業者支援等を委託するものである。

3 契約期間

契約を締結した日から令和5年3月31日まで

4 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び適用基準等を遵守し実施すること。
- (2) 受託者は、医療施策、病院整備及び運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、自社の社員の中から本業務に関する責任者となる統括責任者を選任し、委託者に報告すること。
- (3) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は随時、委託者及び青森市民病院事務局と打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、必要に応じ、その内容を受託者が記録し、委託者に報告すること。
- (4) 本業務について必要な資料については、委託者の担当職員と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損又は滅失しないように扱い、本業務の委託期間終了までに委託者に返却しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の進捗に関して、委託者に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 本委託業務の一部を再委託する場合は、予め委託者に再委託業者選定報告書（任意）を提出し、委託者の承諾を得ること。
- (7) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (8) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (9) 本業務の遂行によって生じる権利は、委託者に帰属するものとする。

5 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成の上、委託者に提出し承認を受けること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ア 業務実施体制（統括責任者、担当者一覧を含む。）

イ 業務実施工程表

- (3) 前号に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに委託者に文書で提出し、承認を受けること。

6 業務内容

(1) 共同経営・統合新病院整備に向けた検討の進め方に関する支援等

共同経営・統合新病院整備に向けた検討を進めるため青森県病院局と青森市民病院事務局に対し検討体制や作業スケジュールの作成等に関する支援等を行う。

(2) 共同経営・統合新病院整備に向けた検討の支援等

基本方針に基づき、共同経営・統合新病院整備に向けた検討の支援等を行う。現時点で想定している内容は次のとおりである。

① 病院機能に関する検討の支援等

共同経営・統合新病院の診療機能に関する検討の支援を行う。診療機能については、5疾病5事業のほか、新興感染症等の感染拡大時の医療など検討が必要と思われる分野に関するものとする。

② 病院整備に関する検討の支援等

統合再編や病院整備事例などを基に、共同経営・統合新病院整備に関する各種条件の整理や整備手法に関する検討の支援等を行う。

(3) その他必要な支援等

前記(1)、(2)のほか、共同経営・統合新病院整備の検討に必要な支援等を行う。

7 成果品

(1) 提出物

青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備検討支援等業務報告書

(2) 提出期限

令和5年3月31日

8 支払方法

委託料は、業務完了後、検査に合格した後に支払うものとする。